

陸軍省 送

大本營先復便取に面右案

従軍外國武官ノ電報發着受、開元心得想定ノ

事ニ由 副修牙ハ五七号ヲ以テ世後ノ起點在

無之ヲ 濟者ハ面右ノ也

追テ本心得書ハ日本内地ト軍用通信所間ニノ

應用スルコトヲ明瞭ナラシムル為メ素願ヲ日本内地ト

軍用通信所用ニ於ケル 従軍外國武官ノ電報

發着ニ関スル心得トセリ及付テ了ス

陸軍省 送 滿發第 九五六 號

四月廿四

大正

陸軍副臨第八五七號第一

明治三十七年四月十七日

陸軍部 第九一〇號

四月十八日

軍部事務

陸軍部

陸軍大臣 寺内正毅殿 參謀總長侯爵大山



陸軍部 第九一〇號 第一 陸軍副臨第八五七號第一

軍用通信所ニ於ケル從軍外國武官ノ電報
發受ニ関スル心得

一 軍用通信所ニ於テ歐文ノ電報ヲ取扱フコトナシ

但シ特ニ指定シタル軍用通信所ニ於テハ普通ノ英語ヲ以テ
記載シタル電報ノ取扱ヲナス事アリ

二 軍用通信所ヨリ送ル電報ハ一軍ニ配屬セラレタル從軍外

國武官ヲ通シテ一日ニ付和文若クハ歐文社通以内トス但和
文ニアラバ一通百五十字又歐文ニ在ラハ一通五十語以内トス

三 軍用通信所ニ於テハ暗號電報ヲ取扱フコトナシ

軍用通信所ニ送着スル電報ハ必ズ左ノ官憲ノ許可ヲ得

七

頼信紙、官憲ノ詔印アルモノニ限リ之ヲ取扱フ

陸軍省、大本營幕僚、海外在任司令部、左様立師團司令部、

左兵站監部

五 前項^官憲ノ軍事上必要ト認ムルトキハ電文ノ一部若クハ全部ノ

發送ヲ拒絶スルコトアルヘシ

六 日本内地ヨリ發スル電報料金ハ一般ノ規定ニ依リ之カ支拂ヲナシ

軍用通信所ヨリ發スル電報料金ハ受信者ヨリ之カ支拂ヲナスヘシ

七 軍用電信線ヲ經由スル一切ノ電報ハ謬誤遲延又ハ不達

等ノ間ニ軍用通信所ハ其責ヲ任セス